

(庶ろ-15-B)

令和2年7月30日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

別添のとおり、内閣人事局から、職場等における新型コロナウイルス感染防止に関する事務連絡の送付を受けましたので、お知らせします。各庁においては、これまで新型コロナウイルスの感染防止対策がとられているものと承知していますが、添付の事務連絡の内容も踏まえ、引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底に努めてください。

事務連絡  
令和2年7月28日

各府省等人事担当課長 殿

内閣人事局内閣参事官  
(調査担当)  
(服務・勤務時間担当)  
(福利厚生担当)

職場等における新型コロナウイルス感染防止について

標記については、本日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」が公表されたところです。

各府省等においては、職員に対して、業務後の大人数での会食や宴会を避けること、会食等で飲食店を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること、接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うことを勧奨するとともに、テレワーク、時差通勤等の推進、体調が良くない職員を出勤させないとの徹底をよろしくお願いします。

テレワーク等については、「緊急事態解除後の出勤等について」(令和2年5月26日内閣人事局内閣参事官(調査担当))に基づき、また、体調が良くない職員を出勤させないことについては、「職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について」(令和2年4月16日(令和2年5月27日改正)内閣人事局内閣参事官(福利厚生担当))に基づき、引き続き適切な対応をよろしくお願いします。

なお、所管の独立行政法人に対しても、上記の対応について、周知願います。

以上

【連絡先】

内閣人事局 調査担当

長尾、楠本、五味 (電話: 03-6257-3741)

E-mail: [REDACTED]

内閣人事局 服務・勤務時間第一担当

平林、菊池、白石 (電話: [REDACTED])

内閣人事局 福利厚生・ハラスメント防止担当

戸部、川名、吉賀 (電話: 03-6257-3768)

E-mail: [REDACTED]

令和2年7月28日  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組

新型コロナウイルス感染症については、現在、首都圏や関西圏を中心に、再び新規感染者数の増加が見られ、社会経済活動を維持しつつ、メリハリの効いた感染防止策に取り組むことが急務となっている。

特に、最近のクラスターは、飲食店（接待を伴う飲食店以外も含む。以下「飲食店等」という。）や若年層や学生が集まる場などで多く発生していることから、各省連携の下、地方自治体、関連団体、経済界、教育関係者の協力を得て、次の通り各般の主な施策を強力に推進していく。

1. 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組

感染防止のための業種別ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が各業界団体により作成・公表されているが、これまで発生したクラスターの分析によると、必ずしも全ての店舗において遵守されていない。このため、クラスター発生防止のため、飲食店等におけるガイドラインの普及を進め、各飲食店等で徹底した感染防止策が講じられるよう取り組む。

国としては、飲食店等の感染防止に向けた取組に対し、持続化補助金により支援するほか、飲食店への訪問を通じたガイドラインの周知、対応状況の確認及び更なる遵守の徹底の働きかけを行うとともに、地方自治体や関係団体等による取組の強化を勧奨する。

（1）地方自治体による取組

国は、地方自治体に対し以下の取組を推進するよう勧奨する。

- ・飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守の徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図る。
- ・ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地

方自治体における制度の普及促進を図る。

(2) 業界団体等による取組

国は、業界団体や酒類業者に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業界団体が会員企業に対し、ガイドラインを周知するとともに、ガイドラインの遵守に向けて必要な助言・勧奨等を行う。
- ・業界団体が会員企業のガイドライン遵守状況や具体的な取組内容を早急に調査するとともに、ガイドラインを遵守している飲食店等に対する表示（生活衛生関係の業界団体が確認した上で発行するポスター、ステッカーのほか飲食業界ガイドラインに対する自主適合宣言マーク等）を勧奨する。
- ・業界団体が会員企業に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードを従業員や利用者に促すよう勧奨する。また、感染者が発生した店舗を利用した者に対し通知するためのシステムを地方自治体独自に導入している場合は、飲食店等に対し当該システムの利用を促す。
- ・酒類業ガイドライン（酒類業中央団体連絡協議会策定）等を遵守した取引の徹底を勧奨する。また、酒類業者から取引先飲食店に対してガイドラインの遵守等を勧奨する。

(3) 商店街による取組

国は、全国商店街振興組合連合会（全振連）及び地方自治体を通じて、各地域の商店街に対し、以下の取組を勧奨する。

- ・商店街として、地方自治体や業界団体と連携しつつ、全振連が公表しているガイドラインを踏まえた感染防止対策を実施する。
- ・商店街に所属する飲食店等に対し、ガイドライン遵守に向けた取組を勧奨するとともに、ポスターやステッカー、自主適合宣言マーク等の掲示やホームページ等での公表など取組の「見える化」を勧奨する。
- ・飲食店等が行う感染防止対策に対し、「持続化補助金」を活用するよう、商工会等と商店街組合が連携し、飲食店等に周知する。

(4) 飲食店等の紹介サイトとの連携により、ガイドラインの遵守状況等を店選びに活用できる仕組みを検討・実施する。

2. 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組

飲食店等における会食などの場でクラスターが多く発生していることか

ら、利用者一人一人が「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要である。このため、国として国民に以下の取組を推奨するとともに、都道府県に対し、必要に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請を行うことについて検討するよう促す。

(1) 「新たな日常」に対応した行動変容の働きかけ

- ・日頃から3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意すること。
- ・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。
- ・マスクの着用、手洗い、消毒、換気を徹底すること。

(2) 接触確認アプリ等の活用

- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録を行うこと。

### 3. 職場や大学等における感染防止対策

(1) 経済団体等と一体となった感染防止の取組強化

職場に関連したクラスター発生を防止するため、経済団体を通じて、各企業に対し以下の取組を勧奨する。

- ・業務後の大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・従業員に対し、会食等で飲食店等を利用する場合には、自己適合宣言マーク等の表示に留意するよう促すこと。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方自治体独自の通知システムの利用登録の推奨。
- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤の推進。
- ・体調が良くない従業員を出勤させないこと。

(2) 国家公務員、地方公務員に関する取組

国家公務員、地方公務員についても、（1）と同様の対応を実施。

(3) 大学等と連携した取組

大学等に対し、以下の取組により学生に感染リスクの注意喚起を行うよ

う勧奨する。

- ・若年層の感染や会食・合宿等を通じての感染が多数確認されていることを踏まえ、行動に特に留意するよう強く求めること。
- ・たとえば、オンライン授業の初期画面での注意喚起（例：「会食、飲み会、サークル旅行、団体イベント、合宿における感染リスクの注意喚起」）のポップアップ表示や、学生一人ひとりへのメール送付など、学生等に当該注意喚起が確実に伝わる方法で行うこと。

#### 4. 感染拡大を防止するための飲食店名等の公表

クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表する扱いとなっており、当該公表において関係者の同意が必要なものではないこととともに、ガイドラインに掲載しているような感染防止策が適切に講じられていなかつたことが感染の要因であると考えられるときは、その旨を公表して感染防止策の徹底を促すことを改めて周知する。

事務連絡  
令和2年5月26日

各府省人事担当課長 殿

内閣人事局内閣参事官  
(調査担当)

### 緊急事態解除後の出勤等について

標記につきまして、令和2年5月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(別添)を踏まえ、当面、下記のとおり取り組んでいただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 職場への出勤(混雑時間帯の回避)について

- 1) 本府省においては、「新しい生活様式」の実践の観点から、職員(窓口・危機管理職員等を除く)の5割を目安に、テレワークや時差出勤(8~10時を避ける)等に取り組む。
- 2) 地方支分部局においては、地域毎に感染状況や交通事情が多様であるため、都道府県知事の事業者向け要請の内容や業務の実態を踏まえ、各府省の判断で、可能な限りテレワークや時差出勤等に取り組む。

##### 2. 職場における感染拡大防止について

職場における感染拡大防止については、人事院及び当局の関連通知等を踏まえた取組を徹底する。

以上

#### 【連絡先】

「1. 関係」：内閣人事局 調査担当

長尾、楠本、五味(電話：03-6257-3741)

E-mail : [REDACTED]

内閣人事局 服務・勤務時間第一担当

平林、菊池、白石(電話：[REDACTED])

「2. 関係」：内閣人事局 福利厚生・ハラスメント防止担当

戸部、川名、吉賀(電話：03-6257-3768)

E-mail : [REDACTED]

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抄）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）  
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### （3）まん延防止

##### 4) 職場への出勤等

③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

##### 6) 緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等

① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行ながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

###### （職場への出勤等）

- 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

事務連絡  
令和2年4月16日  
(令和2年5月27日改正)

各府省人事担当課長 殿

内閣人事局内閣参事官  
(福利厚生担当)

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いが生じた場合の措置について

各府省において職員が新型コロナウイルス感染症の陽性者となる事例が発生した場合には、各府省の業務継続計画及び「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（通知）」（職職-151 令和2年4月6日付け及び職職-164 令和2年5月13日付け人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長）等に従い対応が取られているところですが、厚生労働省による新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂や新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による累次の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」等に示された感染拡大防止のための諸対策を踏まえ、職場における感染防止を引き続き徹底するため、無症状や軽症であっても感染を広げる事例があることに十分留意するとともに、職員の感染が疑われる場合において、最低限の措置として、当面の間、下記の事項につき確実に実施していただきますようお願いします。

なお、各府省においては、業務や職場の実態等も踏まえ、また上記通知等のほか「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）・（企業の方向け）」（いずれも厚生労働省ホームページ）、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（国立感染症研究所感染症疫学センター）等関係機関による資料の改定及び新たな知見の公表に留意し、その趣旨を適時適切に反映させることにより、常に適切な感染防止措置が維持されるようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症への感染疑いに関する報告要領の策定等

あらかじめ、職員の新型コロナウイルス感染症への感染疑いに関する報告要領を定め、府省内に周知を徹底しておくこと。

## 2 感染の疑いがある職員を認知した場合の対応

(1) 職員に発熱（※1）等の風邪症状が見られるときには、休暇の取得を勧奨する又は在宅勤務を命じるとともに、外出を控え、毎日体温を測定し、体温と時間を記録するよう指示すること。

基礎疾患（持病）があり症状に変化がある職員、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な職員には、まづかかりつけ医等に電話で相談するよう指示するとともに、相談結果や、かかりつけ医等により帰国者・接触者外来等の受診指示を受けた場合には受診予定及び受診結果について、速やかに報告させること。

(2) 職員から、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染症についての帰国者・接触者相談センター等への相談・受診の目安（※2）に該当する旨の連絡を受けた場合には、速やかに住所地を管轄する保健所等に設置されている帰国者・接触者相談センターや地域の相談窓口、かかりつけ医等（以下「センター等」という。）に相談するよう指示すること。また、指示によらず職員自らセンター等に相談した場合を含め、センター等への相談結果や、センター等により帰国者・接触者外来等の受診指示を受けた場合には受診予定及び受診結果について、速やかに報告させること。

(3) (1) 又は (2) の職員がPCR検査を受検することとなった場合（以下当該職員を「感染疑い職員」という。）には、当該感染疑い職員の発症日2日前以降の行動履歴（公用車の使用の有無を含む。）を可能な限り申告させるとともに、上司・同僚等から聞き取りを行う、部局内に周知するなどにより、職場において当該感染疑い職員と濃厚接触し、保健所により濃厚接触者（※3）と判断される可能性のある職員（以下「濃厚接触疑い職員」という。）を把握し、他職員等との身体的距離の確保、頻繁な手指衛生及び終日のマスク着用の徹底を指示すること。また、業務の状況等を踏まえた感染疑い職員からの聞き取り等に基づき、当該感染疑い職員の発症日2週間前以降に当該感染疑い職員と接触した職員に対して体調の確認を行い、その状況に応じて(1)以下の措置を取ること。

さらに、濃厚接触疑い職員を含め、感染疑い職員と同一の課室に属する職員等、感染疑い職員と長時間、比較的近距離で過ごしたと考えられる範囲の職員については、念のため、以降の朝夕の体温測定を指示すること。

また、行動履歴を踏まえて、当該感染疑い職員が執務室や共用施設等において触れた可能性のある箇所（机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、いす、電話、キーボード、複合機等のタッチパネル、トイレや給湯室の蛇口、手すり、エレベーターのボタン等）を把握し、手袋着用の上で、速やかに70%以上のアルコール又は0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液などで消毒を実施すること。

### 3 職員が陽性であることが判明した場合の措置

- (1) PCR 検査の結果、感染疑い職員が陽性であることが判明した場合（以下当該職員を「感染職員」という。）には、保健所、医療機関等による指示等に従い、回復に至るまでの期間、特別休暇の取得や在宅勤務（無症状の場合等）の指示、就業禁止の措置により出勤させないようにすること。
- (2) 職員が陽性であることを把握した時点で、濃厚接触疑い職員に対して自宅待機（在宅勤務等）を指示するとともに、庁舎の所在地を所管する保健所に連絡し、濃厚接触者の判断に必要な資料を提供するなど連携して対応すること。また、当該保健所の指示に従い、速やかに必要な範囲の庁舎内消毒を行うこと。
- (3) 保健所により濃厚接触疑い職員が濃厚接触者に該当すると判断された場合には、当該職員に対し、感染職員の最終出勤日から 14 日間の自宅待機（在宅勤務等）を指示するとともに、不要不急の外出及び通院時を含めて公共交通機関の使用を行わないよう指示すること。また、当該期間中、朝夕 2 回検温し、発熱、咳、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等を発症した場合には直ちに報告するとともにセンター等に相談するよう指示すること。また、14 日間が経過し、保健所の健康観察終了に係る判断があるまで、在宅勤務等を継続させること。  
なお、濃厚接触者である職員が PCR 検査を受検することとなった場合には、2 (3) 以下に従うこと。
- (4) 感染職員と同一の課室に属する職員等、感染職員と長時間、比較的の近距離で過ごしたと考えられる範囲の職員のうち、濃厚接触者以外の者については、感染職員の最終出勤日から 14 日間、朝夕 2 回検温するとともに、発熱、咳、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）等を発症した場合には直ちに報告するとともにセンター等に問い合わせるよう指示すること。
- (5) 職員の同居の家族が PCR 検査で陽性となった等の事情により、職員が新型コロナウイルス感染症への感染を疑わせる症状等のないまま PCR 検査を受検して陽性であることが判明した場合には、当該職員については（1）の措置を取るとともに、2 (3) 以下に沿って、当該職員の PCR 検査受検日 2 日前以降の濃厚接触疑い職員の把握と自宅待機の指示、保健所への連絡、消毒の実施等を行うこと。

### 4 その他

- (1) 感染職員の職務や職場環境を踏まえ、業務の休止等の必要性や範囲を速やかに判断すること。

(2) 庁舎への立ち入り制限、業務の休止等を行う場合には、速やかにこれを周知する措置を取ること。

注： 以下の定義等は、いずれも令和2年5月27日時点におけるそれぞれの引用元文書等の記述に基づくものであることから、各府省においては常に当該文書等の改定（変更・追加）に留意し、改定がなされた場合にはその内容に沿って適切に対応すること。

#### ※1 発熱

（「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」（厚生労働省ホームページ）より）

発熱は、感染症や腫瘍、炎症などにより起こります。一般に、37.5度以上の場合は発熱とみなします。ただし、症状には個人差がありますので、平熱と合わせてご判断してください。

#### ※2 厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染症についての帰国者・接触者相談センター等への相談・受診の目安

（「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」（「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年5月8日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡別紙）より抜粋）

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）
  - ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
  - ・ 重症化しやすい方（＊）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
    - \* 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
  - ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

### ※ 3 濃厚接触者

(「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(暫定版)」(国立感染症研究所感染症疫学センター 令和2年4月20日版)より)

「患者(確定例)」の感染可能期間(新型コロナウイルス感染症を疑う症状(\*)を呈した2日前から隔離開始までの間をいう。)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- \* 新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状  
発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節、筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など
- ・ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・ 適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者(確定例)の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ 手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者  
(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。)。

#### 【担当者連絡先】

(3(1)以外関係)

内閣人事局 福利厚生担当  
酒井、戸部、川名、吉賀

E-mail :

電話 : 03-6257-3768

#### (3(1)関係)

内閣人事局 服務・勤務時間第一担当  
平林、菊池、白石

E-mail :

電話 :